

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、瀬田唐橋東詰から近江大橋東詰までの瀬田川左岸の広範囲（南北 2 km、東西 1 km）と上田上学区の平地の 70%を超える範囲で 1 m 以上の浸水が予想されている。特に小規模製造業が多く立地する上田上地区の大戸川沿いは、豪雨による内水氾濫に注意が必要であり、最大で 2 m 以上の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の防災マップによると、上田上地区の山間地一帯は、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が点在しており、小規模製造業の多くが集積している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、大津市東部地域には震度 6 以上の地震が今後 30 年間で 26%以上の確率で発生する地域が含まれている。

(その他)

市内の大戸川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成 25 年 9 月の台風 18 号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、住家被害が多数発生し、工場が床上浸水し設備廃棄、休業状態に陥った事業所もあった。

当地域では豪雨時は避難情報が多く発令され、地震時にも急傾斜地崩壊危険箇所などで崩壊が生じ、2 次的に災害が発生する可能性が高い地域でもある。

(感染症)

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当地域においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 管内商工業者の状況

- ・ 事業所数 1, 9 4 5 事業所
- ・ 従業者数 2 6, 2 0 2 人

【商工業者内訳】

区分	事業所数	従業者数	備考（事業所の立地状況等）
農林漁業	13	132	上田上、瀬田川地域に点在
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	管内に対象事業所無し
建設業	141	1, 217	管内に広く分散している
製造業	102	3, 169	国道沿いに中規模企業、住宅街や大戸川沿いに小規模企業が多い
電気・ガス・熱供給・水道業	3	5	管内に広く分散している

情報通信業	16	39	管内に広く分散している
運輸業，郵便業	50	1,082	管内に広く分散している
卸売業，小売業	448	5,354	卸売業は地方卸売市場に、小売業は瀬田駅周辺及び大規模小売店舗に集積
金融業，保険業	21	212	管内に広く分散している
不動産業，物品賃貸業	158	643	瀬田駅から学園通りを中心に集積
学術研究，専門・技術サービス業	118	620	龍谷大学 REC センター内の他、管内に広く分散している
宿泊業，飲食サービス業	198	2,367	瀬田駅周辺と瀬田川沿いに集積
生活関連サービス業，娯楽業	179	1,063	管内に広く分散している
教育，学習支援業	99	4,115	瀬田駅から学園通りを中心に集積
医療，福祉	267	4,153	管内に広く分散している
複合サービス事業	7	55	管内に広く分散している
サービス業(他に分類されないもの)	134	1,976	管内に広く分散している
合計	1,954	26,202	

※令和5年版 大津市統計年鑑「C - 2 産業別・統計区別事業所数・従業者数」より瀬田・瀬田南・瀬田東・瀬田北・上田上・青山を抜粋合計したもの

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・大津市地域防災計画の策定

南北に長い市域をカバーするため色々な被害想定を考慮し、全庁体制で災害に対し予防・事前準備・応急・復興の一連の流れを示し災害対応に取組めるよう策定している。内容は風水害、震災、大規模事故、原子力災害の4つのカテゴリーにわけそれぞれの対策について説明している。

・大津市総合防災訓練の実施

毎年1回、市内を地域ごとのブロックに分け、関係機関と連携した訓練と地域住民への防災意識の啓発をねらい実施している。

・防災備品の備蓄

災害時に必要となる食料、水、生活必需品などを拠点防災倉庫及び小中学校に設置した防災倉庫等に備蓄している。

・大津市感染症予防計画の策定

令和6年3月に「大津市感染症予防計画」を策定。感染症の発生とまん延の防止、感染症及び病原体等に関する調査、病原体等の検査能力の向上、人材の養成及び啓発や知識の普及等を大津市感染症予防計画に盛り込むことにより、感染症対策の一層の充実を図る。

2) 当会の取組

・危機管理マニュアルの作成

・事業者BCPに関する国の施策の周知

・事業者BCP策定セミナーへの参加の呼びかけ

・防災備品（スコップ、懐中電灯、タオル、発電機等）を倉庫に備蓄

・大津市が実施する防災訓練への参加および協力

・災害時における生活物資の調達等に関する協定の締結

・感染症予防、蔓延対策のための備品（マスク・アルコール・非接触体温計等）の用意

II 課題

- ・ 当会においてはBCPを策定し運用しているが、個別事業者に対しては国の施策普及の周知活動程度に留まっており、個別事業者に対する事業継続計画（BCP）策定支援は進んでいない。
- ・ 職員の定着率の問題、短期間での異動の問題より、当地域の地理的背景等を十分に理解し平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。
- ・ 保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険加入等、事前対策の周知が必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年４月１日～令和１２年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 特に、上田上の大戸川流域や瀬田川左岸地域に広がる市街地エリアが浸水被害の想定区域が広いこと、防災意識を高めるため啓発活動を行う。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の新しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、DXやテレワーク

環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成 24 年に「瀬田商工会危機管理マニュアル（事業継続計画）」を策定、毎年度改定を行っている（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 商工会員である損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種共済や保険（生命共済や障害共済、感染症特約付き休業補償など）の紹介を実施。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者 B C P 等取組状況の確認。
- ・ 大津市中小企業振興に関する大津市中小企業小規模企業等振興推進会議（構成員：当会、大津北商工会、大津商工会議所、大津市、金融機関、外部有識者含む）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード 7. 8 クラスの地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、商工会が独自に策定した危機管理マニュアルに基づき行動し、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
（商工会災害システム等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を把握し、当会と当市で共有する。）
- ・ 国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大津市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 商工会災害システム等により、大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

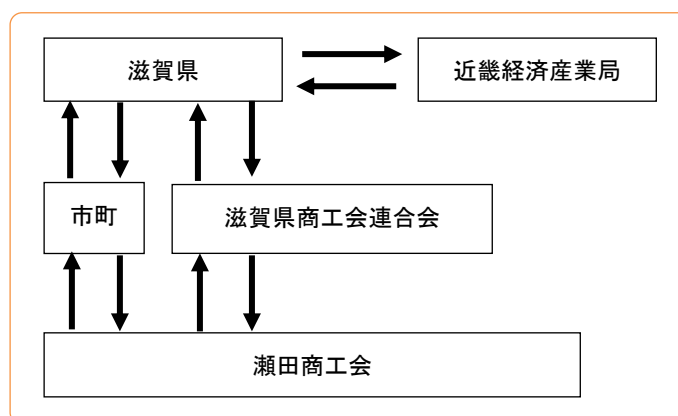
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「大津市感染症予防計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、大津市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 1 2 月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
大津市 産業観光部長 大津市 商工労働政策課 瀬田商工会 法定経営指導員 (事務局責任者) 連携 連絡調整 大津市 商工労働政策課 確認 連携 大津市 危機・防災対策課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 川瀬 成行（連絡先は後述 3. (1) 参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会／商工会議所 瀬田商工会 組織指導課 〒520-2141 滋賀県大津市大江 4 - 1 8 - 1 0 TEL： 077-545-2137 / FAX：077-543-1404 E-mail：kawase_shigeyuki@shigasci.net	
②関係市町 大津市役所 商工労働政策課 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町 3 - 1 TEL： 077-528-2754 / FAX：077-523-4053 E-mail：otsu1601@city.otsu.lg.jp	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	63	63	63	63	63
専門家派遣	33	33	33	33	33
セミナー開催費	10	10	10	10	10
パンフ、チラシ製作費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大津市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	